

第 2 3 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

令和元年 6 月 1 2 日 開 会

令和元年 6 月 1 2 日 閉 会

米沢市農業委員会

令和元年6月12日(水)午後2時00分 米沢市農業委員会第23回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(19名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(7名)

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀也
農地 主 査	相田 悦志
主 査	永峯 明美
主 査	瀧口 圭史
主 任	吉田 潤
主 事	須貝 祐太

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |   |
|------|---|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について  |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について                                |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について                                       |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                                       |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について   |
| 議第5号 | 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について                            |
| 議第6号 | 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について |

開 会 午後2時00分

目崎補佐

ご苦労さまでございます。

ただいまから第23回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、4番 遠藤伊一委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、ご苦労さまです。

田植えのほうも一段落ということではありますが、今度は転作のほうの大豆の播種とかいろいろ忙しい中、定例総会にご出席いただきありがとうございます。

きょうは広報委員会が前段にあったわけですが、大変ご苦労さまでした。そして、定例総会終了後は年金の代議員会ということで、大変忙しいスケジュールではありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

運営委員会ではちょっと報告したわけですが、5月27日、28日と全国農業委員会の会長会がありまして、私と宍戸局長が参加させていただきました。

その中で、1号議案として政策提案決議ということで、食料・農業・農村政策の強化に向けて「人と農地対策を通じた地域の再生を目指して」ということで、提案決議がありました。あと、申し合わせ事項としまして「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」、あといつもであります、3号議案ということで「情報提供活動の一層の強化」ということで、議事として上がっております。

あと、決意表明としては、岐阜県の高山市の会長さん、奈良県の桜井市の会長さん、あと佐賀県の伊万里市の会長さんが決意表明を述べたところであります。

そしてその日は、国民民主党でしたか玉木代表のところの党に、我々東北地区は要請運動ということで、舟山参議院議員も来られたわけですが、そこに行つて要請活動をしてきたところであります。その中で主な点としては、やはり社会構造の変化に即した担い手育成確保と経営支援ということで、特に農業者年金制度の運用の改善ということで、60歳以上の方の加入年齢の引き上げということをお願いしたところであります。

2点目として、農地の確保と有効利用の推進ということで、農地中間管理事業の5年後見直しの着実な推進ということで、なお一層見直しをきちんと

してほしいということを要請してきました。

3点目としまして、中山間地域等直接支払制度の拡充ということで、今まで以上に中山間地の直接支払等をやってもらいたいということ、特に鳥獣被害対策等も予算をしっかりとつけてほしいということを要望したところであり

ます。  
あと、4点目としまして、トランプ大統領がちょうど日本に来ておったときでありましたので、日米物品貿易協定に対しても毅然とした交渉をしてほしいということを要望したところでもあります。

そういったことで、先月の27日、28日と全国会長大会がありました。詳しいことは資料がありますので、ぜひごらんになりたい方は、私も局長も持っておりますので、見ていただきたいと思います。

では、きょうは6月の定例総会ということで、いろんな議案がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

目崎補佐

ありがとうございました。

それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が務めることになっております。伊藤会長、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第23回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、13番 我彦正福委員、14番 高橋祐弘委員を指名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からございますか。

目崎補佐

(挙手)

議長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正はございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長

ないので、議事を進めさせていただきます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたのでご報告します。

受理番号8号から11号の4件で、田9筆 1, 863.00㎡、畑3筆 769.00㎡、合計12筆 2, 632.00㎡です。

受理番号8号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成7年です。申請理由は、平成7年に隣接地に建物建築する際に盛り土整地された。現在は駐車場として利用しているためです。

受理番号9号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和55年ごろです。申請理由は、昭和55年ごろに増築により住宅敷地の一部となって以降、現在も住宅敷地として一体利用されているためです。

受理番号10号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田・畑から原野への転用です。転用年月日は昭和30年ごろです。申請理由は、昭和30年ごろより耕作しておらず、現在は原野となっているためです。

受理番号11号 申請人 ○○○○ 外1名、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は昭和50年ごろです。申請理由は、昭和25年ごろ米沢市が建てた水防倉庫が建っており、昭和50年ごろから原野状態となっているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

続いて、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。受理番号13号から14号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査  
議 長  
永峯主査

(挙手)

永峯主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号13号から14号の計2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田4筆 3, 734.00㎡、畑1筆 295.00㎡、合計5筆 4, 029.00㎡です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号27号から30号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議 長 永峯主査。

永峯主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めため委員会に付議いたします。

受理番号27号から30号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田8筆 6, 913.00㎡、畑31筆 8, 325.00㎡、合計39筆 15, 238.00㎡です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は兼業による経営縮小のための使用貸借です。

受理番号28号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号29号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は兼業による経営縮小のための売買です。

受理番号30号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

1 6 番  
議 長

(山王堂民衆委員 挙手)

1 6 番。

1 6 番

1 6 番 山王堂です。

議第 2 号、受理番号 2 7 号について調査結果を報告します。

農地を使用貸借する申請です。貸人、借人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。調査は 6 月 6 日の 8 時ごろ、貸人、借人ともに行いました。主な申請地は〇〇〇〇のちょうど東側に当たります。貸人が高齢ということで借りる人を探していたところ、先月出た△△△△が作りたいということであっせんしました。もともと貸人の〇〇〇〇さんがここにソバを作っていて、このたび借りる△△△△もソバを作るということで、問題ないということで許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

議 長  
4 番  
議 長  
4 番

2 8 号

(遠藤伊一委員 挙手)

4 番。

4 番 遠藤です。

私のほうから、議第 2 号の 2 8 号について調査報告をいたします。

調査は 6 月 1 日の午前中に、電話、そして本人に聞き取りを行いました。申請地は〇〇〇〇、〇〇〇〇の東側に位置して〇〇〇〇の中の圃場であります。受人は〇〇〇〇さんであります。現在この土地については保全管理等の田んぼであります、これを売買しまして飼料作物を作付するというようなお話を伺ってきております。近辺も少し荒れているところもあるようですが、その土地も含めた中で〇〇〇〇さんが管理しており、作業能率も大分上がるような場所でもありますので、問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長  
3 番  
議 長  
3 番

2 9 号。

(江口益美委員 挙手)

3 番。

3 番 江口です。

議第 2 号の 2 9 号につきまして調査の報告をいたします。

5 月 3 1 日でありましたけれども、午前 8 時半ごろ、受人の〇〇〇〇さんのほうからお話を聞いてまいりました。第 1 8 条で△△△△君が作っておられたところでもありますけれども、今回〇〇〇〇君が会社員であるということで勤めておりますので、兼業による経営の縮小をしたいというお話でありました。そのところを〇〇〇〇君が譲り受けをするということではありますが、そこにことしは秘伝豆を作付したいということでありまして、長男の△△君



と申しますけれども、その方も2月に結婚をされまして、2人で一生懸命農業をやるということで、本当に意欲ある農業者でありますので、問題はなかったということでご報告申し上げます。ご審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

議 長  
9 番  
議 長  
9 番

30号。  
(上村貞義委員 挙手)  
9番。  
9番 上村です。  
30号をご説明申し上げます。

売買による所有権移転の許可申請です。場所を申しますと、〇〇〇〇から大体南へ300メートルくらい来た〇〇〇〇沿いの畑であります。渡人の〇〇〇〇さん、この方果樹農家なんですが、高齢も手伝って作業が大変になったということで、受人である△△さんにお話をしたところ、受人の△△さんが売買という形で買うということで、△△さんのほうもそのところ一角まとまった区画になりますので、問題ないかと思われまふ。よろしくお願ひします。

議 長  
全 委 員  
議 長  
全 委 員  
議 長

それでは、ただいまの受理番号27号から30号について、意見並びに質問はありませんか。  
なし。  
ないので、受理番号27号から30号について、許可することに異議ありませんか。  
異議なし。  
異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書のとおり許可することにいたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号11号から20号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査  
議 長  
瀧口主査

(挙手)  
瀧口主査。  
議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号11号から次のページの20号までの計10件で、田はありませんでした。畑については23筆 8,764.72㎡、合計は同様で23筆 8,764.72㎡です。  
受理番号11号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場及び庭の造成です。こ

こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号12号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場及び庭の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号13号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号14号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号16号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号17号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号18号 渡人 ○○○○ △△△△、受人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は太陽光発電施設の建設です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号19号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は太陽光発電施設の建設です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号20号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場及び庭の造成です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いします。それでは、受理番号11号から20号までを上程いたします。

16番 (山王堂民衆委員 挙手)

議長 16番。

16番 16番 山王堂です。

議長 議第3号、受理番号11号、12号、15号、16号、18号まで調査結果を説明いたします。

議第3号、受理番号11号、12号は、これは併設地に雪捨て場と庭を造成する申請でございます。渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりでございます。調査は6月6日午前7時ごろ、現地で行いました。主な申請地は、森林組合、粕平地区にありまして、そこから〇〇〇〇があったところの周辺でございます。調査した結果、受人はここで有料老人ホームをやっています、個人宅かなと思ったら有料老人ホームをやっています、そこに雪捨て場と庭を作るという申請でございます。事前着工もなく、農地は後ろのほうにあります、ここは道路沿いにありまして、周りの農地への影響はないものと思いました。

議 長  
1 6 番

12号も一緒。

11号、12号が一緒でございます。同じところの〇〇さんと△△さんという方の土地を〇〇さんが造成するということです。

15号、16号は、これも受人が同じです。〇〇〇〇さんが住宅を建てるということで、〇〇〇〇さんは次男で、脇にうちを建てたいということで土地を求めてうちを建てるということでございます。駐車場と雪捨て場。周りは道路になっていまして、これもちょっと説明しないといけないんですが、関地区の小野川に行く、舘山線の道路沿いでございます。現地で1時間ほど現地調査をしまして、次男さんが隣にうちを建てるということで、渡人も一緒に立ち会いまして、まだ事前着工もなっていません。そして道路沿いで、周りも全部道路でしたので、周辺に対する影響はありませんでした。これも許可相当と判断しました。

18号、19号も受人が同じでありまして、これは県道米沢猪苗代線沿いの、〇〇〇〇という会社がありますが、そこに入っていくところに畑があります。19号は違うんです、18号がそこです。そしてこの太陽光発電施設を作るということですが、この〇〇〇〇さんが行政書士であります。この人のお父さんがここにソバを作っていました、去年亡くなりまして、作られないので、ここに太陽光発電施設を作るということでもあります。

次、19号は、〇〇〇〇、〇〇〇〇の裏ですね。これは伊藤会長が調査したんですけども、私がかわって説明いたします。そこにまた同じ業者さん、〇〇〇〇さんが太陽光発電施設を作るということでもあります。そこも問題なく確認してまいりました。

審議よろしく申し上げます。

議 長  
7 番  
議 長  
7 番

13号。

(高橋信夫委員 挙手)

7番。

7番 高橋です。

13号、14号について調査結果を報告いたします。

両案件ともに申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。また両案件とも都市計画法の用途地域内、3種農地に位置しております。

まず13号ですが、申請地は通町地内になります。〇〇〇〇から1本東側に入ったところに位置しております。現地調査は6月2日午前中に行い、また代理人の行政書士・〇〇〇〇さんからお話を伺っております。〇〇〇〇さんの話ですと、申請人の△△さん、現在八幡原中核工業団地内の会社に勤務しておりますが、通勤が大変なため、義理の父の土地を借り受け住宅を新築したいということです。隣接地に農地もありませんので、事業計画上影響はないものと判断され、事前着工もありません。許可要件を満たしており、許可相当と思われます。

続きまして、14号です。こちらも通町地内に位置しております。県道板谷米沢停車場線から1本東側に入ったところに位置しております。現地調査は6月2日午前中に行い、申請人の〇〇さんからお話を伺っております。〇〇さんの話ですと、この土地を受人の△△さんが購入し一般住宅を建築するということです。隣接地の農地は全て〇〇さんの農地になりますので、事業計画上影響はないものと判断され、事前着工もありません。こちらも許可要件を満たしており、許可相当と思われます。

ご審議お願いいたします。

議 長  
9 番  
議 長  
9 番

次に17号。  
(上村貞義委員 挙手)  
9番。  
9番 上村です。  
17号を報告いたします。

〇〇さんと△△さんとの間の農地の転用です。場所を申し上げますと、添付の地図をごらんになってください。なかなかわかりづらい地図ですが、第二中学校のグラウンドあるいは〇〇〇〇の裏側というか街側というか、そんな場所に当たります。前を堀立川が流れています。この場所を住宅と駐車場に利用するというので申請です。現地調査の結果、事前着工等はないので、あと周辺なんかも地図でごらんのとおりほとんど住宅地ですので、3種農地ということもあり、許可相当と判断してきました。行政書士の〇〇〇〇さんが申請代理人ということですので、相田さんにも確認をしましたところ間違いはないというお返事でしたので、よろしく願いいたします。

議 長  
1 1 番  
議 長

次、20号。  
(高橋秀治委員 挙手)  
11番。

1 1 番

1 1 番 高橋です。

2 0 号についてご説明します。

6 月 5 日に〇〇〇〇さんのお宅にお邪魔して、ご本人と会って現地確認してきました。申請地は中街道の〇〇〇〇付近から国道 2 8 7 号線へ抜ける市道沿いにありまして、こちら申請地を、屋根からの雪捨てと、市道からの除雪の雪を申請地に除雪機で飛ばしたいということで、家の影も林になっていまして、この場所しか捨てる場所がないということで、事前着工等もなく許可相当だと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長

それでは、ただいまの受理番号 1 1 号から 2 0 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号 1 1 号から 2 0 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 4 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。受理番号 1 号から 7 号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号 1 号から 7 号までの計 7 件です。内訳は、売買による所有権移転が 4 件、貸借件の再設定が 3 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田 1 3 筆、2 0, 7 6 8. 0 0 m<sup>2</sup>、畑 3 筆、1, 3 3 3. 0 0 m<sup>2</sup>、合計 1 6 筆 2 2, 1 0 1. 0 0 m<sup>2</sup>です。

受理番号 1 号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号 2 号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号 3 号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号 4 号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

では、私から1点質問してよろしいですか。

2号の○○さんの売買の田んぼであります、200万円ということで大変高額な値段がついておりますが、何か事情があるんですか。わかるなら。

相田主査

(挙手)

議 長

相田農地主査。

相田主査

利用集積計画の申し出のときに書類等の対応をさせていただきましたので、お話を伺っている範囲でになりますが、お答えさせていただきます。

本案件につきましては、先ほど審議いただきました農地法第3条の案件にも上程されておりますけれども、当初の予定では○○○さんから△△△さんへの集積計画のこの部分のみを予定されていたとお伺いしておりました。こちらの土地につきましては、△△△さんの西側に位置しておりまして、○○さんが既存のハウスをこちらのほうにも延長したいというお考えで、隣接する土地だという形で以前から求めたいという意向であったようでございます。今回、その話を○○さん同士でお話しをされたところ、ぜひ道路を挟んで、先ほどの第3条案件の、こちらの田んぼの南側に位置するところだそうですが、そこも一緒に売買で購入していただけないかという話になったそうですが、資金の都合もあるということと、先ほどの第3条につきましては農振地域外という形で、認定農業者であります△△△さんからしますと基盤強化促進法での一緒の売買ができないということで、メリッ的なものもありますので、当初予定しておりましたこちらのほうを自宅に隣接する農地ということで、少し高額ではありますがこの価格設定をそのままにしまして、後から話が出てきました農地法第3条の部分の少し安価の設定でという形でお話がまとまったようでございました。お二人よりそのような内容で聞き及んでおりましたので、よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。皆さんよろしいですか。

相田主査

1反7畝ですので、反当たりになりますと116万円程度になります。

議 長 そのほかありませんか。いいですか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から7号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第5号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第5条第1項の規定により委員会に認定の可否を求めます。

申請人 住所 米沢市〇〇〇〇、氏名 △△△△氏、年齢は22歳の方です。△△さんは新規参入となりますが、学生のとときに米沢市に来た際に南原地区の〇〇〇〇さんのもとで農業の手伝いを行ったことをきっかけに本格的に就農したいと思い、米沢市に移り住んできました。営農計画ではソバ、枝豆、大豆の作付を行い、ホップの作付も勉強して今後取り組まれるという計画です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について、担当地域の代表委員から営農計画等の報告をお願いいたします。

1 6 番 (山王堂民栄委員 挙手)

議 長 16番。

1 6 番 16番 山王堂です。

新規就農者に対しての営農計画並びに△△君のいきさつをお話したいと思います。

先ほど事務局からお話があったように、△△君は学生時代から米沢に通っていきまして、それもカブで通っていて、バイタリティーのある青年でございます。（「カブ」の声あり）スーパーカブで。何回も通っていて、米沢がよっぽどよかったのかななんて思っていたんですけども、そして南原に移住しました。南原に移住して農業をしたいということで、私のところにも来まして、最初オカヒジキ作るなんていう話だったんですけども、△△君がオカヒジキ、これはいいことだなということで、周年栽培できるなということだ

ったんですけれども、ここにオカヒジキが書いていないので、私はがっかりしております。最初土地をあっせんしたんですけれども、道路沿い、なかなかオカヒジキではないもので、ソバではだめだと貸してもらえなくて、推進委員の後藤さんとかいろんな人に声をかけて、李山に土地を求めまして、借りて、そこでソバを作るという。ホップも作って、李山に地ビール屋さんがありまして、そこに納めるそうでございます。なかなか夢が大きくて、どこまでうまくいくのかこれは心配ですけれども、まずいいことだなと思っていました。まず地域の活性化にも、こういう若者が入ってくると地域も活性化して、あと最近言われているのが「よそ者、若者、ばか者」が地域を盛り上げると言っていますけれども、その人本人だと思います。

以上、まず頑張っていますので、よろしくお願ひします。4月から〇〇君のところまで農作業やっていますので、まずやれると思います。以上です。

議 長 今地元の委員から説明があったわけですが、この件について皆さんから質問等ございませんか。

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 1 4 番。

1 4 番 1 4 番 高橋でございます。

今新規就農の説明がございましたが、作付作物の中にホップとありますが、私ホップの栽培しているところ見たことないけれども、南原地区でホップの作付は盛んに行っているんじゃないでしょうか。

1 6 番 (山王堂民榮委員 挙手)

議 長 1 6 番。

1 6 番 1 6 番 山王堂です。

ここ説明がちょっと足りなかったんですけれども、本人は、昔南原にはホップがあったなということで、それを復活させたいなという夢も持っていて、そして今〇〇〇〇のほうにも作っているんですけれども、そこに見に行ったりとか、あと長井も紹介したんですが、長井とあと関根かな、そういう残っているところに行ってみなさいということを言っています。ただ、植えてすぐ収穫できないので、2年くらいかかるということで、棚も作らなきゃいけないし、資材代も結構かかるんで、まず少し頑張ってからじゃないとできないなと思っております。

議 長 1 4 番、よろしいですか。

1 4 番 はい、わかりました。

議 長 そのほかございませんか。ありませんか。いいですか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、△△△△氏について新規就農者として認定することに異議あり



ませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、△△△△氏について新規就農者として認定することに決定いたしました。

次に、議第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査  
議 長  
相田主査

（挙手）

相田農地主査。

議第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について。

本件につきましては、去る5月8日開催の活動計画策定委員会の協議に基づきまして原案を作成させていただいたところでございます。先日来、皆様に資料をお配りいたしましてご確認をお願いしておったところでございますが、この活動計画（案）等につきましては、農水省の通知の農業委員会の適正な事務実施について、の中で示されているとおり、ホームページに掲載いたしまして意見等を求めてございましたが、本日正午の時点で、意見等特でない状況でございます。したがって、原案について承認を得るため、委員会に付議いたしたところでございます。

なお、承認がなされました本計画等につきましては、今後県を經由し国へ報告並びにホームページにて承認いただいたものを公表することとなりますので、ご承知おきをお願いいたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、議第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日の提出議題についての審議は終了いたしました。その他皆さんから何か質問、ご意見等ございませんか。

では、私から1点。

先ほどの第5条で2種農地の転用があったわけですが、2種農地の場合、代替用地を検討したかということが必要なわけで、その辺受け付けの際申請者から代替用地は検討したかどうか話は聞いたもんだか、聞いていないもんだかお聞きしたいと思います。

瀧口主査  
議 長  
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

今の件は多分太陽光発電施設のほうの話ではないかと思われしますので、申請された行政書士、代理人のほうに受け付けの際にお聞きしております。

基本的にはやはり太陽光発電だとそれなりの面積が必要だと。今回の申請する面積と同等のものという形のものをお持ちでない、例えば宅地とか原野とかそういった場所について、やはり探してみてもなかなか見つからないということもありますし、19号につきましては併用地ということで、原野の部分をお使いになるということもありましたので、やはり代替性はないということで私どものほうで判断しまして、受け付けをさせていただきました。

以上です。

議 長

わかりました。

皆さんから何かありますか。

そのほか事務局からございませんか。

目崎補佐  
議 長  
目崎補佐

(挙手)

目崎補佐。

農事相談で出たご意見とかご質問にお答えいたします。

まず、農業委員、推進委員の研修視察の積み立ての件でございますが、私ことしの6月と9月と来年の1月に集金すると資料を作成しましたが、ことしの6月が間違いで、来年の6月でございました。ですので、ことしの9月と来年の1月と6月に1万円ずつ集金をしまして、グループごとにまとめていただいて、高橋信夫委員のほうにお願いいたします。

第1地域はもう7月に集めると話をしてしまったので、推進委員のほうには事務局からご連絡を申し上げます。

あと、視察地について、伊香保は以前に1回行ったんですね。（「行った」の声あり）行ったので、草津温泉がいいとか、あともっと近場がいいとかいろいろありますので、数案提案をしまして、行程なりを出しまして、運営委員会のほうに諮りたいと考えております。

あと、〇〇〇〇の飼料用作物の農林課との協議について、協議者などがわからないということでしたが、うちは局長と農地主査と私でございます。あと農林課のほうは課長と片桐補佐と赤木主査などで話をしました。合同ブロック協議会のときも石川推進委員からありましたが、農林課、農業委員会だ

けではなくて、農業委員と推進委員も含めて行うべき、話し合いを持ったらいいんじゃないかというご意見ですが、それについては運営委員会のほうに諮って、今後の進め方というか〇〇〇〇さんへのお願いの仕方を決めていきたいと考えております。

あと、年間の事業計画で、12月13日の農事相談後のブロック協議会を行うのかということですが、ブロック協議会と私書いておりますが、昨年やった記録を見ますと、ブロック協議会の後に農林課の人・農地プランの出し手受け手の意向調査の説明を聞いて、それから忘年会をやっておりました。正確にはブロック協議会ではなくて、人・農地プランのそういった説明を受けて忘年会を実施するというのでございますので、よろしくお願ひいたします。

あと、きょうかなり時間を見誤って、あと1時間ぐらいありますが、年金代議委員会のほうには受給者の、内和副会長とJAの事務局のほうでまいるものですから、これ時間ずらせないものですから、大変お手をかけますが3時50分再集合ということでお願ひしたいと思ひます。また、広報委員の方は、先ほどの打ち合わせが足りない部分でもちょっと話していただいて、よろしくお願ひいたします。

議長 　　では、ただいま事務局から農事相談等の質問、意見等のお話がありましたが、皆さんからこの件についてありましたら、お願ひいたします。よろしいですか。

全委員 　　なし。

議長 　　では、時間もあるようですので、何か皆さんからありましたら。

相田主査 　　(挙手)

議長 　　相田農地主査。

相田主査 　　ご審議いただくような内容ではなくて、ちょっとご連絡を差し上げたいと思ひまして。先日のブロック協議会の折に、今年度も、例年ご協力といひますか皆様に調査をしていただいておりますが、田畑等調査のご依頼を差し上げたところでした。もし本日お持ちの委員の方でご提出がまだの委員の方いらっしやいましたら、終わってから結構ですので、永峯のほうにご提出をお願ひいたします。

なお、本日お持ちでない委員の方につきましては、締め切りもございしますので、なるべくお早目に事務局のほうにお届けていただくか、郵送等で提出いただいても結構ですので、ご対応のほうよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 　　田畑の価格調査について、まだ出していない方はぜひ出してくださいということでございます。

- 1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)  
議 長 1 4 番。
- 1 4 番 米平の役員の方に。この間降雨があったわけですが、ダムの貯水量ということで、今後の対応というかまだ通水が限定になるのか、その辺の望みとかそういうのがわかれば。
- 3 番 (江口益美委員 挙手)  
議 長 3 番。
- 3 番 今の質問でありますけれども、今のところ順調で、ダムの水量も確保できていますという状況になりまして、今後の降雨量にもよりますけれども、ことしは梅雨はそれなりに長期予報で見ればあるような状況でありますので、今のところは困るようなところは考えておりませんので安心していたんですが、大丈夫だと思います。
- 1 9 番 (田代昇一委員 挙手)  
議 長 1 9 番。
- 1 9 番 今米平さんが、残念ながらこの間、関根だかで火事があったでしょう。そのときあの大きいヘリコプターが飛んで、消火活動に3機、4機で当たっていたというのがあって、無事消火になっていたんだけれども、ああいう水って、米平さんへ要請があるのですか。（「もう終わりですよね」「まだ続いてたんですか、終わりですよね」「終わり」の声あり）
- 3 番 要請があれば対応することになっています。  
議 長 これをもって本日の日程を終了いたします。  
慎重審議、ご苦労さまでした。ありがとうございました。
- 閉 会 午後3時00分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年6月12日（水）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

我彦 正福

議事録署名委員

高橋 祐弘